

令和4年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査概要①

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり審査を行った。要綱第9の規定に基づき、西東京市スポーツ推進審議会の意見を伺う。

記

- 1 対象競技大会 全国大会
- 2 補助対象者 個人
- 3 大会開催地 熊本県
- 4 補助金の額 25,000 円
- 5 審査結果
 - (1) 対象となる競技大会は、地方公共団体等が主催する地域の予選大会を経た全国大会であるため、要綱第3の要件を満たしている。
 - (2) 補助対象者は、西東京市内に住所を有しており、競技大会の個人戦へ出場するため、要綱第4の要件を満たしている。
 - (3) 補助対象経費の2分の1の額（28,300 円）と、要綱別表で定める補助金の限度額（25,000 円）とを比較すると、補助金の限度額の方が少ない額であるため、要綱第6の規定により25,000 円を補助金の額とする。

令和4年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査概要②

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり審査を行った。要綱第9の規定に基づき、西東京市スポーツ推進審議会の意見を伺う。

記

- 1 対象競技大会 関東大会
- 2 補助対象者 個人
- 3 大会開催地 茨城県
- 4 補助金の額 10,000 円
- 5 審査結果
 - (1) 対象となる競技大会は、地方公共団体等が主催する地域の予選大会を経た関東大会であるため、要綱第3の要件を満たしている。
 - (2) 補助対象者は、西東京市内に住所を有しており、競技大会の個人戦へ出場するため、要綱第4の要件を満たしている。
 - (3) 補助対象経費の2分の1の額（12,500 円）と、要綱別表で定める補助金の限度額（10,000 円）とを比較すると、補助金の限度額の方が少ない額であるため、要綱第6の規定により10,000 円を補助金の額とする。

令和4年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査概要③

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり審査を行った。要綱第9の規定に基づき、西東京市スポーツ推進審議会の意見を伺う。

記

- 1 対象競技大会 関東大会
- 2 補助対象者 個人
- 3 大会開催地 茨城県
- 4 補助金の額 10,000円
- 5 審査結果
 - (1) 対象となる競技大会は、地方公共団体等が主催する地域の予選大会を経た関東大会であるため、要綱第3の要件を満たしている。
 - (2) 補助対象者は、西東京市内に住所を有しており、競技大会の個人戦へ出場するため、要綱第4の要件を満たしている。
 - (3) 補助対象経費の2分の1の額（10,700円）と、要綱別表で定める補助金の限度額（10,000円）とを比較すると、補助金の限度額の方が少ない額であるため、要綱第6の規定により10,000円を補助金の額とする。

令和4年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査概要④

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり審査を行った。要綱第9の規定に基づき、西東京市スポーツ推進審議会の意見を伺う。

記

- 1 対象競技大会 関東大会
- 2 補助対象者 個人
- 3 大会開催地 茨城県
- 4 補助金の額 10,000 円
- 5 審査結果
 - (1) 対象となる競技大会は、地方公共団体等が主催する地域の予選大会を経た関東大会であるため、要綱第3の要件を満たしている。
 - (2) 補助対象者は、西東京市内に住所を有しており、競技大会の個人戦へ出場するため、要綱第4の要件を満たしている。
 - (3) 補助対象経費の2分の1の額（12,500 円）と、要綱別表で定める補助金の限度額（10,000 円）とを比較すると、補助金の限度額の方が少ない額であるため、要綱第6の規定により10,000 円を補助金の額とする。

令和4年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査概要⑤

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり審査を行った。要綱第9の規定に基づき、西東京市スポーツ推進審議会の意見を伺う。

記

- 1 対象競技大会 国際大会
- 2 補助対象者 個人
- 3 大会開催地 フランス
- 4 補助金の額 25,000 円
- 5 審査結果
 - (1) 対象となる競技大会は、地方公共団体等が主催する地域の予選大会を経た国際大会であるため、要綱第3の要件を満たしている。
 - (2) 補助対象者は、西東京市内に住所を有しており、競技大会の個人戦へ出場するため、要綱第4の要件を満たしている。
 - (3) 補助対象経費の2分の1の額（25,000 円）と、要綱別表で定める補助金の限度額（40,000 円）とを比較すると、補助対象経費の2分の1の額の方が少ない額であるため、要綱第6の規定により 25,000 円を補助金の額とする。